

新まちづくり計画 (H16 ~ 18) 事業総括調書

施策体系コード	2-2-3		事業名	児童クラブ等における障がいのある子どもへの対応の充実
担当	子ども未来局子ども育成部子ども企画課 藤田(ふじた) 211-2982			
全体計画 (当初)				
事業内容	放課後帰宅しても家庭が留守となる低学年児童のための児童クラブ等について、障がいのある児童の安全で豊かな生活を保障するため充実を図る。 【事業内容】 ・対象学年の拡大(児童クラブ、学校・民間施設方式児童育成会) 障がいのある児童に限り段階的に6年生まで拡大する。 ・指導員の配置基準の充実(児童クラブ) 国補助基準に準じた指導員の加配を行う。 ・障がい児加算の充実(学校・民間施設方式児童育成会) 助成金の算出基礎は国庫補助金を基礎としているが、現在の助成金基準により適正な指導員配置が可能かどうか、また他の制度等の活用の可能性についても検討する。		< 年度別の事業内容 >	
			【平成16年度】 児童クラブ・学校施設方式:障がい児対象学年拡大(4年生まで 5年生まで) 民間施設方式:障がい児助成対象学年拡大(5年生まで 6年生まで),助成金底上げ(国庫補助基準並みに引き上げ) 【平成17年度】 児童クラブ:障がい児対象学年拡大(5年生まで 6年生まで)、指導員の加配基準引き上げ(国庫補助基準並みに引き上げ) 学校施設方式:障がい児対象学年拡大(5年生まで 6年生まで)	
事業内容 (量・場所・規模等)	平成16年度事業内容 (決算)		平成17年度事業内容 (決算)	
	児童クラブ:障がい児対象学年拡大(4年生まで 5年生まで) 学校施設方式:障がい児対象学年拡大(4年生まで 5年生まで) 民間施設方式:障がい児助成対象学年拡大(5年生まで 6年生まで)、助成金底上げ(国庫補助基準並みに引き上げ)		児童クラブ:障がい児対象学年拡大(5年生まで 6年生まで) 指導員の加配基準引き上げ (国庫補助基準並みに引き上げ) 学校施設方式:障がい児対象学年拡大 (5年生まで 6年生まで)	
事業内容 (量・場所・規模等)	平成18年度事業内容 (決算)		評価 (成果)	
	【対象学年】 児童クラブ:障がいのある小学6年生までの児童 学校施設方式児童育成会:障がいのある小学6年生までの児童 【助成対象学年】 民間施設方式児童育成会:障がいのある小学6年生までの児童		障がいのある児童の安全で快適な校外(放課後)生活を保障することができ、また未来を担う子どもたちにノーマライゼーション(等生化)の精神をつちかうことができる。	
		課 題		
		利用される施設に偏りがあり、1か所に多人数が集中するため、現状の職員体制では特に安全管理に影響が及ぶ可能性がある。 また、現在、障がいのある児童が地域の子どもたちと交流することができる場所は児童会館及びミニ児童会館しかないが、受け入れ体制等が限界に達しつつあり、その他の居場所の確保等について、関係部局も含めて検討する必要がある。		
19年度以降の方向性・事業の予定				
障がいの有無に関わらず、子どもたちが安心・安全に、そして健全に過ごすことができるよう、児童クラブ、学校施設方式児童育成会、民間施設方式児童育成会において、指導員の加配基準や助成金の底上げを行う。				

